令和８年第１回川西町
議会定例会会議録

令和８年３月５日　木曜日　午前９時30分開議

議長　鈴木幸廣　　副議長　遠藤明子

出席議員（１２名）

１番　舩山千鶴君	２番　鈴木孝之君
３番　寒河江寿樹君	４番　渡部秀一君
５番　寒河江　司君	６番　吉村　徹君
７番　伊藤　進君	８番　神村建二君
９番　橋本欣一君	１０番　髙橋輝行君
１２番　遠藤明子君	１３番　鈴木幸廣君

欠席議員（０名）

説明のため出席した者

町長	茂木　晶君	副町長	島貫啓一君
教育長	片倉和之君	総務課長	有坂強志君
企画財政課長	坂野成昭君	政策推進課長	色摩良一君
会計管理者・税務会計課長	鈴木　玄君	住民課長	大河原孝如君
福祉介護課長	梶山由美君	健康子育て課長	近　祐子君
農林課長	大友勝治君	商工観光課長	安部博之君
地域整備課長	中山宗隆君	教育文化課長	前山律雄君
監査委員	嶋貫榮次君	企画財政課課長補佐（財政担当）	石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長　鈴　木　優　徳　　事務局長補佐　竹　田　紀　子

主　　任　髙　橋　知　希

議　事　日　程　（第　２　号）

令和８年３月５日　木曜日　午前９時30分開議

日程第　１　一般質問

１．橋　本　欣　一　君

２．舩　山　千　鶴　君

３．寒河江　寿　樹　君

４．吉　村　　徹　君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長　全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和８年第１回川西町議会定例会第２日目の会議を開きます。

（午前　９時３０分）

◎議事日程の報告

○議長　本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めております。

◎一般質問

○議長　日程第１、一般質問を行います。

一般質問を通告された方は６名でありますので、本日と３月６日に行うこととし、本日は４名の方の一般質問を行います。

発言順位により発言を許します。

第１順位の橋本欣一君は質問席にお着きください。

第１順位、橋本欣一君。

（９番　橋本欣一君　登壇）

○９番　おはようございます。

久々のトップバッターということで、いささか緊張しております。よろしくお願いいたします。

それでは、質問を始めます。

議長宛てに通告のとおり、大きく３つの項目について質問をいたします。

第１に、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラ対策についてです。

現在、国は対策の義務化を進め、東京都では防止条例が施行されるなど、職員を守る動きが全国的に加速しています。県内でも、山形市が事業者向けマニュアルを公表するなど、先進的な取組が見られます。具体的には、数時間にわたる居直りや執拗な言動、大声による威

嚇、制度上不可能な要求を繰り返し、対応を強要するといった事案が発生した場合などの対応について定められているようです。

本町においても、窓口での暴言や過度な要求は、現場の職員を萎縮、疲弊させてしまい、看過できない課題です。職員の心身の安全は、質の高い住民サービスの基盤です。まずは、実態把握のため、過去の具体的な被害事例の検証や職員アンケートなど実施すべきと考えます。現状把握はどうなっていますか。

その上で、現場で迷わず毅然と対応できるよう、法的措置も視野に入れた川西町版対応マニュアルを策定すべきではないでしょうか。

あわせて、町内事業者に対してもポスター掲示などの啓発支援を行い、地域全体でカスハラを許さない機運を醸成すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

第２に、物価高騰下における公共施設使用料の改定と持続可能な運営についてです。

エネルギー価格や資材費の高騰により、施設の維持管理コストは増大しています。財政健全化と施設の維持可能性を考えれば、公共施設等管理計画に基づく受益者負担の適正化、すなわち、使用料改定の検討は避けて通れません。一方で、物価高に苦しむ町民にとって、公共施設は安価で利用しやすい場所であるべきです。安易な値上げは利用者控えを招き、地域コミュニティを停滞させるおそれがあります。

そこで、伺います。

改定に当たっては、算出根拠となるコスト情報を透明化し、町民の納得感を得るための丁寧な説明が不可欠ですが、当局の基本方針を伺います。

また、単なる値上げにとどめず、高齢者や子育て世帯への配慮、さらに、オンライン予約の導入といった利便性向上をセットで進め、施設の付加価値を高めるべきと考えますが、町長の見解を求めます。

第３に、公立置賜川西診療所の移転・整備を機にした羽前小松駅周辺の安全性と利便性向上について伺います。

まず、周辺道路の脆弱性についてです。

現在、駅周辺の道路は狭隘であり、信号機のある交差点付近での出入りは、診療所移転に伴う交通量増加により、事故の危険も予想されます。拡幅等の道路環境整備についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

次に、隣接する企業敷地の活用です。

一体的なまちづくりのため、敷地の方向性について企業側と具体的な協議を行っているか

伺います。

さらに、将来の小学校統合を見据えた対応も急務です。駅周辺を公共交通の結節点と捉え、スクールバスターミナルの設置など、児童の安全と利便性を確保する整備が必要と考えますが、見解を伺います。

最後に、移転後の現診療所の跡地の利用構想と、これら一連の整備が川西町の将来の地域活性化にどうつながっていくのか、町長の大きなビジョンを伺い、壇上からの質問を終わります。

○議長　町長茂木　晶君。

（町長　茂木　晶君　登壇）

○町長　改めまして、おはようございます。

橋本欣一議員のご質問にお答えいたします。

初めに、カスタマーハラスメント対策について、本町におけるカスタマーハラスメントの状況についてでありますが、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラの対策は、全国の自治体、民間企業においても課題とされており、カスハラ対策条例、カスハラ対応マニュアル等を作成しながら、その対応に当たっている状況だと認識しております。

本町においては、毎年、全職員を対象としたハラスメントアンケートを行っているところであり、直近では令和７年９月に実施し、その中で、カスハラについても調査したところです。

125名の回答があった中で、カスハラを受けたと回答したのは26名、20.8％でありました。具体的な内容としては、面談や電話等でクレームや要求を執拗に繰り返された、大声でどなられ、侮辱的な発言や脅し、あるいは名誉毀損、人格否定となる発言や態度を取られた、社会的地位等を背景とした権威をもって自らの要求を強要された等でありました。

次に、川西町版対応マニュアルについてでありますが、本町では、これまで実施してきたハラスメントアンケートの結果等を踏まえ、弁護士や警察署の指導を受けながら、令和７年10月に川西町カスタマーハラスメント予防、対応マニュアルを策定し、職員に周知したところです。

マニュアルの内容については、カスハラの定義、カスハラの認定、カスハラの予防、カスハラへの対応等を記載しており、場合によっては、警察への通報や弁護士への相談等も示しております。

なお、同マニュアルには具体的な例も示しており、公表することにより支障が生じること

も想定されることから、公表しておりません。

また、カスハラ予防の主な対策としては、庁舎内にカスハラ防止に関する掲示物の表示、録音機能付電話の導入、職員名札の名字のみ表示等実施しております。

次に、町内事業者に対する啓発支援についてでありますが、カスハラは全国的な課題であり、国においては、労働施策総合推進法が改正され、令和７年６月11日の公布、現時点では未施行の状態であります。

同法では、カスハラ対策がハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務とされ、今後、事業者等が措置を講ずるに当たっての指針を国が示し、具体的な対策を進めていくこととなります。

次に、公共施設の使用料について、公共施設使用料の考え方についてでありますが、物価高騰により、施設の維持管理コストは増大していることから、財政健全化と施設の持続可能性を考慮すると、受益者負担の原則を踏まえ、使用料の改定について検討しなければならないことは議員ご指摘のとおりであります。

町では、行財政改革の取組として、使用料・手数料等見直しに関する基本方針を定め、受益者負担の原則と公平性の確保、算定方法の統一性、減免規定の見直し、改定額の適正化等を示し、現在、各課等において使用料、手数料等の見直しについて作業を進めているところであります。

次に、利用者配慮と利便性向上についてでありますが、使用料・手数料等見直しに関する基本方針においては、使用料、手数料等が、現行料金に対して著しい変動が生じることで、町民の急激な負担増が発生することのないよう、料金の適正化を図ることとしております。利用する方が利用しやすい施設となるよう、議員ご提案のオンライン予約システムの導入については、費用対効果等を考慮しながら検討してまいります。

次に、公立置賜川西診療所周辺の環境整備について、周辺道路の環境整備についてでありますが、周辺道路は南北に一般国道287号と、東西には一般県道椿川西線、町道小松駅前線が交差する箇所となります。特に、一般国道287号は歩道や側溝等の道路施設の老朽化が進行し、狭隘な箇所もあることから、安全な通行に影響が出ている場合もあります。

また、交通量も多く、事故が発生する危険性が高いことから、早期の交通安全対策が必要であると認識しており、本町から、川西町重要事業要望として国や県へ継続して要望しているところです。引き続き、国・県及び関係機関と連携しながら、安全な道路環境整備に取り組んでまいります。

次に、隣接企業敷地についてでありますが、持続可能な中心市街地の中核となる羽前小松駅周辺の整備による施設機能の充実と、これらの機能と地域資源を活用した交流促進を図ったまちづくりの推進を検討している本町にとって、まちづくりに欠かすことのできない魅力ある重要な土地であると考えております。当該地については、所有者のお考えを第一義として利活用を図っていく必要があると考えており、町の考えをお伝えしながら協議させていただいているところであります。

次に、羽前小松駅周辺の公共交通の結節点化についてでありますが、議員ご指摘のとおり、将来の小学校統合を見据えた対応も必要と考えており、当該地のみならず、羽前小松駅周辺の利活用について検討してまいります。

最後に、現診療所の跡地についてでありますが、令和７年１月30日に、山形県から新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」が公表され、現診療所を含む周辺が抽出箇所となったところであります。公表の目的は、新たな開発行為の抑制等となっており、今後、県が行う基礎調査の結果を待ち、利活用の方向性を定める必要があります。

なお、県に対し、優先的に基礎調査を実施していただくよう要望しているところであります。

これら一連の整備が川西町の将来の地域活性化にどうつながっていくのかにつきましては、人口減少や少子高齢化が進展する中で、子供から高齢者まで全ての人にとって暮らしやすいまちづくりが重要であります。

多様な機能をコンパクトに集積させ、羽前小松駅周辺を含む中心市街地の整備を進めていくことで、社会的、経済的、文化的活動の活性化を図り、住み続けたい町、住んでよかったと思える町を目指してまいりたいと考えております。

以上、橋本欣一議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長　橋本欣一君。

○９番　コンパクトな答弁で大変分かりやすくて、ありがとうございました。

まず、カスハラについてご質問申し上げます。

私、カスハラのマニュアルがあるというのは、聞いておったんでしょうか、うっかり忘れておりまして、質問させてもらいました。公表したのか、していないのかもちょっと記憶にないんですけれども、アンケート調査などで、まず、２割の職員の方が何らかのカスハラを受けているという状況のようですけれども、この２割というのは非常に、私は、多いのかなというふうに思っておるんですけれども、町長、どのような認識でしょうか。

○議長　茂木町長。

○町長　私自身も、この２割というのは非常に多いなと感じているところであります。

ただ、山形市の例を、議員、挙げていただきましたけれども、山形市さんは、たしか５割の方がというアンケート結果もあるようでした。自治体によって様々あるかと思いますけれども、ただ、いずれにしても非常に多い数字だなと感じているところであります。

○議長　橋本欣一君。

○９番　私自身は、窓口の対応というのはあんまり見たことがないと、私自身は大変親切にというか、丁寧に扱ってもらっているなというふうには思っておるんですけれども、２割の方が、やっぱり職員としては、感じ方はそれぞれあるんでしょうけれども、感じているということは、非常に多いということで、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、このことによって休みをいただいたとか、休まなければいけないというような状況に陥ったという事例は今まであるんでしょうか。

○議長　有坂総務課長。

○総務課長　私から説明申し上げます。

病気休暇、そういったメンタル、そういったところの不調者で、このカスハラが直接の原因というふうに報告を受けているものはございません。

○議長　橋本欣一君。

○９番　今、それぞれいろいろ積み重なったものがあるというものも考えられるんでしょうけれども、一つの要因にもなるのかなということで、ぜひとも、やっぱり、このカスハラ対策というのは対応しなければいけないというふうに、皆さんはそれぞれにお感じなんでしょうけれども、今朝のＮＨＫのニュースなどでも、鶴岡市が対応しているということで、答弁にもございますけれども、名札の名字のみの表示とかということで、あとは、役場に電話しますと録音しますというような、どうも私にとっちゃ煩わしい面もあるんですけれども、そういった対応というのはなされておるようですけれども、そのほかに具体的にというか、直接対応しているというものは、何か事例としてはあるんでしょうか。

○議長　有坂総務課長。

○総務課長　先ほどの町長の答弁に、こういった注意喚起の表示であるとか名札、あと、電話機の導入ということで、それ以外に特別というものはございません。

ただ、このマニュアル策定したことによって、職員の意識が、こういった場合はこういうふうに相談すればいいんだなとか、そういったところの意識づけがだいぶ変わってくるので

はないかというふうには考えております。直接物理的なものであったりとか、そのほかに何か対応しているというものは、直接はございません。

○議長　橋本欣一君。

○９番　マニュアルがあるとすれば、マニュアルどおりの対応すれば、当面はいいのかなというふうに思っておるんですけれども、なかなかその場その場の雰囲気というか、感じ方というのもあったりするものですから、ぜひ疑問が生じた場合の複数での対応なり、そういったものというものもぜひ注意していただきたいと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長　茂木町長。

○町長　その対応、実際、カスハラと思われるような行動をされた場合の対応については、結構細かくこのマニュアルにも記載させてもらっています。ですので、時間であったり、あるいは人を変えて対応するというようなことも重要かと思います。マニュアルに沿った対応を心がけていくように職員のほうには周知してまいります。

○議長　橋本欣一君。

○９番　警察への通報、あるいは法的なものも、弁護士への相談ですか、そういったものはあるということで、法的なものも、当然、訴えるということで理解してよろしいんですね、そのマニュアルの記載例の中では。

○議長　茂木町長。

○町長　実際にその訴えるまで行くかというのは明確に……

　相談、まずは総務課が対応して、そこを、総務課を通じて弁護士の先生のほうに相談するというところが記載されております。その後の対応については、弁護士の先生、あるいは、警察の皆さんと相談しながらということになるかと思います。

○議長　橋本欣一君。

○９番　具体的なマニュアルがあるということで、先ほども申し上げたとおり、マニュアルどおりの対応なり、複数人での対応なりということで、やっぱり職員の方、やっぱり、質問でも述べましたけれども、やっぱり、萎縮してしまったりということ、あるいは、それを苦に病気に、不調になったということも考えられるわけですので、ぜひ町長としては、職員を守る立場としてそのマニュアルの、守っていただきたい。マニュアルどおりの対応をしていただきたいというふうにぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長　茂木町長。

○町長　おっしゃるとおりでございまして、これの、カスハラ対策のマニュアルについては、一番の目的というのは職員の皆さんを守るということですので、しっかりと職員を守りながら、行政サービスをより向上できるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長　橋本欣一君。

○９番　町内事業者に対する啓発ということでございますけれども、答弁書では、それぞれの事業所が、そういう義務があるからやってくださいよというふうな答弁のように聞こえるんですけれども、行政側としても、ぜひ企業に働きかけて、そのカスハラを予防する、防止するという動きというものを、やっぱり、この機運を醸成するという意味でも、行政側が積極的に企業に働きかけるということは必要なんじゃないかなと、こう思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長　茂木町長。

○町長　もちろん、その行政側からの働きかけというのが一番重要かと思います。国において法律を改正されまして、今後、今年ですね、この８年の10月頃に施行されるということでありますので、その法律にのっとった対応というのを民間の企業の皆さんは取り組んでいかれることになるかと思います。その中で、私たち町としてできることというのをしっかり、国と県と連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長　橋本欣一君。

○９番　事業者任せだけじゃなくて、積極的に行政側からも応援していくというか、そういった形で、町ぐるみでの、そのカスハラのなくしていくというような機運を醸成していくということを、ぜひ当たっていただきたいなと思います。

　カスハラについては、川西町、まだまだ遅れているのかなというふうに思っておったものですから質問させてもらいましたが、県内でもむしろ進んでいるのかなというふうに思って、大変結構なことだなと思っております。

　続きましては、公共施設の使用料でございますけれども、使用料については、それぞれの施設自体が、それぞれの地区センターなりということで、お任せの中での利用料金の設定ということになるので、町自体が徴収するということはそんなに、施設的にはないのかなというふうに私、思ったんですけれども、町自体が利用料を徴収するというのはどのぐらいの件数というか、もう大体どのぐらいかというのはお分かりでしょうかね。

○議長　有坂総務課長。

○総務課長　それでは、まず、使用料の基本的な考え方のところについては私のほうから説明

をさせていただきますが、いわゆる指定管理者制度が導入されている施設については、使用料を利用料と読み替えて、それぞれの団体のほうでの入金というか、歳入としているということになります。ですので、いわゆる直営の施設、そこの部分の使用料については町の収入というふうになってまいりますので、ただ、それぞれの施設の利用料、使用料ですが、それは全て条例で定められておりますので、利用料の決定を指定管理者が行うということはいたしておりません。

以上です。

（何か所）

○総務課長　何か所というか、額ということだったんですが。ちょっと……

○議長　よろしいですか。

もう一度、有坂総務課長。

○総務課長　申し訳ございません。質問、回答がちょっと抜けておりました。

その額等についてはちょっと、私のほうで今のところ手持ちにないものですから、今後、別途お示ししたいと思います。

○議長　橋本欣一君。

○９番　額はそれぞれ違うでしょうから、額は私、聞いておらないんですけれども、町が直営でその徴収する、利用料を徴収する施設というのは、数えるほどしかないのかなと私、いろいろ質問書書いてから考えたんですけれども、そうですね。そういう認識でよろしいですね。

○議長　答弁は。

島貫副町長。

○副町長　ただいま、町有施設につきましてはほとんど指定管理制度が入っておりますので、直接町が収納する使用料というのはほとんどないというふうに認識をしております。

○議長　橋本欣一君。

○９番　質問を書いているときは、旧公民館時代の使用料など頭にあったものですから、どうなっているのかなということで、いろいろ考えてみたらそんなことだなと思って、ですから、使用料によって徴収というか、収入が相当あるというふうなことではないなというふうに思っておるんですけれども、そのような認識でよろしいですね。

○議長　茂木町長。

○町長　そのような認識で構わないかと思います。

○議長　橋本欣一君。

○９番　それで、料金については今後検討していくというような、作業を進めているというような答弁でございますけれども、これいつまで検討して、値上げをするのか、それとも下げるのかという価格設定をいつまで変えていくのか、変えるのをいつまでにするのかという、決めておるんでしょうかね。いつまでもだらだらその検討するということでは、なかなか住民理解が得られないんではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長　島貫副町長。

○副町長　ただいまご指摘のとおり、調査をして積算をして、その期間が延びれば、適正な額を確保できなくなるということもありますので、できるだけ速やかな期間でというふうなことは考えておりますが、様々な作業を考えますと、来年度中には必ず改正をしたいというふうに今、もくろんでいるところでございます。

○議長　橋本欣一君。

○９番　石油情勢も非常に厳しくなってくる中で、当然、引下げというのはないのかなと思っておるんですけれども、値上げするならするで、やっぱり、根拠を示しながら早急に、やっぱり、取り組むべきだなと思います。

　ただ、ただ単に引上げということではなくて、利用者の立場も考えていただきながら、その利用者が利用してこのぐらいのお金というか、利用料を払ってもメリットがあるなというふうな付加価値のついた利用設定というものも、これ必要なんじゃないんかなと思うんですけれども、どうでしょうかね。

　具体的な事例じゃなくて、漠然としたような質問なんですけれども、単に500円じゃなくて、そこに何かがくっついているなというふうな、利用に対して感じがよかった、あるいは、利用してよかったという気持ちも含めながら価格設定があれば、なお理解しやすいんじゃないかなという、思うんですけれども、いかがでしょうかね。

○議長　島貫副町長。

○副町長　ご指摘のような積算ができればよろしいかと思うんですが、なかなか実際の費用、それを住民の皆さんに負担していただくということになりますので、できるだけ廉価にとどめたいというふうな基本方針を持って臨んでおりますけれども、先ほどありましたように諸般の値上げの事情があったり、様々いたしますので、ご期待に応えられるような結果になるかどうかはまだ検討中というところでございます。

○議長　橋本欣一君。

○９番　ぜひ住民の期待に応えられるような、値上げ分を効果のあるような値上げに、考えて

いただきたいなと思います。

施設の料金の面での質問なんですけれども、ちょっとはみ出すかもしれませんけれども、デマンドなども、デマンドの利用料なんかも、議長の、ちょっとお許しを得ながら、タクシー料金なども上がるようなので、デマンド料金なども町負担が増えるのかな、それとも、利用者負担にするのかなというふうなお考えがあるとすれば、どのような対応になさるんでしょうか。

○議長　坂野企画財政課長。

○企画財政課長　デマンド交通の利用料につきましては、今、１回500円という料金設定で、これはスタート当初から変わらない料金でございます。燃料費の高騰など、あるいは、人件費なども上がっておりますので、それに見合った料金体制にすべきというご意見もあれば、やはり、利用者のことを考えて、もう少し利用しやすい価格設定、減額などというようなご意見もあり、両方の意見が、正直、あるような状況でございます。

ただ、その差額分は町が負担しているわけでございますので、町の負担がどんどん大きくなっていくのが適切な状況かとなれば、それもまた様々なお考えがある状況でございますので、その辺を含めて相対的に、今後、検討してまいりたいというふうには考えてございます。

○議長　橋本欣一君。

○９番　デマンドを中心に川西町の公共交通というのが走っているわけですんで、できるだけ引上げなく、一方では、町の負担が増えるということになれば、またこれ、考え物なんでしょうけれども、ちょっとはみ出した質問ですみません。ぜひ安価な利用を期待したいと思います。

続きましては、診療所周辺の環境整備についてですけれども、答弁にございましたとおり、周辺は交差点でもあるし、道路も狭いということで、ちょっと交通問題が出てくるのかなというような住民の方からの声がございました。

羽前小松駅に移ることによっての、その現利用者、診療所利用者の声なんかはお聞きになったものでしょうか。環境問題だけで結構ですんで。

○議長　近健康子育て課長。

○健康子育て課長　ただいまの質問にお答えいたします。

利用者の声というか、地区に出向きましての説明なども行っておりますし、あとは、多職種連携の中で様々なお声なども聞いているところでございますが、直接利用者という方に、ターゲットにしてというようなことは、実際行っていないところでございます。

○議長　橋本欣一君。

○９番　患者さんというか、ぜひ利用者の方の意見も加味した環境整備というのも大事なんじゃないかなと、こう思うんで、ぜひ、検討じゃなくてぜひやっていただきたいなというふうに思います。

あとは、移った場合の環境は大幅に変わるわけなんで、その道路の狭い問題なども含めながら、地域住民の説明会というのは開いておるんでしょうか。私、聞いていないんですけれども、説明会なんか開いておりますか。どうでしょうか。

○議長　近健康子育て課長。

○健康子育て課長　お答えいたします。

地区に出向きまして、７地区全ての地区に出向きまして説明を行いました。また、あわせて、出前講座ということで、いつでもこちらから出向いてお話しさせていただきたいということで、地区センター等にはお話を申し上げているところでございます。

○議長　橋本欣一君。

○９番　今、出前講座は要望があれば引き受けるということなんでしょうけれども、駅周辺の住民の方の意見というのも、やっぱり、聞くべきじゃないかなという、直接診療所に接するわけなんで、これ、やっぱり聞くべきじゃないかなと思うんですけれども、町長、いかがでしょうかね。

○議長　茂木町長。

○町長　今後、周辺の声というのを伺えるように、ちょっと調整してまいりたいと思います。

○議長　橋本欣一君。

○９番　町長も周辺の住民の方のお一人でございますので、なかなか発言しにくい部分もあるのかなと思うわけですけれども、町長抜きで、ぜひ住民の説明会、意見を聞く場というのを、これ必要なのかなと。ぜひ実施していただきたいなと、こう思います。

次に、隣接の企業の敷地についてでございますけれども、前町長の時代には好意的な反応があったというようなことは我々も聞いておるんですけれども、現在、その話合いというがそのまま進行はされているのか、あるいは、そのまま中断になっているのか、状況は、町長、どうでしょうかね。

○議長　茂木町長。

○町長　現在も、企業の社長さんと私とで協議を進めているところであります。

その中で、社長さんからは、非常に川西に対する強い、熱い思いを頂戴しているところで

ありますので、その思いをしっかりと受け止めて、今後の利活用に努めてまいりたいと思います。

○議長　橋本欣一君。

○９番　相手のあることですので、こちらからああだのこうだのとなかなか言えない部分はあるんでしょうけれども、一定の、やっぱり、期間を定めながらお返事をいただくというか、そういったことをする時期なんじゃないかなという、もう間もなく診療所も建設というか、設計からどんどん進んでいくわけなので、どうなんでしょう、期限を決めて交渉するというような形に進めてはいかがでしょうかね、町長。

○議長　茂木町長。

○町長　議員ご指摘のとおりだと思います。できるだけスピード感を持って対応してまいりたいと思います。

○議長　橋本欣一君。

○９番　続いては、公共交通の結節点というふうに質問させてもらいましたけれども、将来、小松小学校の統合なども視野に入っているとは当然思うんですけれども、スクールバスがいっぱい来る、どこに置くんだという話にもなっておるわけなんで、その隣地の企業の敷地なども利用させてもらったり、あるいは、小松駅自体のターミナル化というか、そういったもの、児童が雨天、雪の日なんかでもしのげるような屋根つきの待合所なんかもこれ、やっぱり、必要になってくるのかなというふうに思うんですけれども、まだまだ決まらないわけなんですけれども、ぜひともそんなことで、デマンドも含めながら、公共交通のターミナル化というのをぜひ、町長、お考えになったら、これもまたお金のかかる話なので、なかなか一緒くたには進まないわけなんでしょうけれども、そんな構想というのはぜひお持ちいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長　茂木町長。

○町長　今、議員からもありましたけれども、そういった待合所としての箱物となると、なかなか、やはり複合的なものにすべきではないかと私は考えております。待合所だけの機能というのは、非常に箱物としてはもったいないと捉えておりまして、であれば、まちなかテラスオープンしますけれども、こちらの利活用も含めて、この駅前周辺の中心市街地を全体としてどういうふうに整備していくかというのを考えているところであります。

○議長　橋本欣一君。

○９番　ぜひ早急に、その駅前周辺のマスタープランと申しますか、そういったものを、町長

の構想というものをぜひ出していただき、もう、まないたに載せてもらえれば我々も検討できるということになるわけなんで、私のように待合所を造れ、あれをつくれというふうなじゃなくて、やっぱり、一つの構想というものを示していただきたいなと思いますんで、ぜひわらわらこう出していただきたいなと思います。

最後になりますけれども、現診療所については、県の調査の結果待ちということでしょう。当然それは、私どもも分かっておるわけなんですけれども、以前の説明ですと、その調査結果が10年もかかるというようなお話だったような気がします。10年もあのまんま放っておくのかという話になるわけなんで、私なんか、この世にいなくなる可能性が高いものですから、ぜひそんな形というか、早急に、やっぱり、調査結果というものを出してもらうような形で県に要望していただきたい。当然、書いてあるんですけれども。

さらには、このささえあいの丘という構想の中でも、現在、指定しておるわけなんで、それを10年も調査結果が出るまで放っておくのかというふうなことじゃ駄目なのかなと思うんですけれども、調査結果が出なけりゃなんともならないという話なんですけれども、町長、やっぱりこれも早急に、やっぱり、構想出すべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうかね。

○議長　茂木町長。

○町長　県のほうでも、以前、詳しくご説明させてもらったかと思いますけれども、かなりの抽出箇所があったわけですけれども、その中で、病院であったり福祉施設、あるいは公共施設があるところから優先的に進めていくというところで、その箇所についても、何か所でしたか、ちょっと今、数字出てこないですけれども、出されております。その中でもさらに優先順位を早めてもらえるようにというところをお願いしているところでありますので、10年とかそういうスパンではないと期待しているところであります。

もうこの一、二年で何とか出してほしいというところを要望していきながら、議員ご指摘のとおり、このささえあいの丘というところで構想をしていたところでありますけれども、このあたりについても修正が必要、出てくる可能性もあるかなと思いますので、県の動向を注視しながら、情報が出てきたら早急に考え方を示せるようにしたいと思います。

○議長　橋本欣一君。

○９番　ぜひ要望強めていただきながら、早期の調査結果を求めて、町長の構想などもぜひ私どもにもお示しいただければなと思います。

なかなか本決まりでないような、抽象的な質問になってしまいましたけれども、私の一般

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　橋本欣一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時45分といたします。

（午前１０時１８分）

○議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前１０時４５分）

○議長　第２順位の舩山千鶴さんは質問席にお着きください。

舩山千鶴さん。

第２順位、舩山千鶴さん。

（１番　舩山千鶴君　登壇）

○１番　改めまして、おはようございます。

それでは、議長に通告のとおり質問いたします。

初めに、保育料の負担軽減についてであります。

本町では、国・県の制度に上乗せして支援が拡充されており、子育て世代の経済的負担軽減に一定の成果を上げております。

しかしながら、依然としてゼロから２歳児を持つ家庭にとっては保育料の負担が大きく、特に、共働き世帯や多子世帯においては、経済的な理由から出産や就労を控えるケースも見受けられます。少子化が進行する中、より一層踏み込んだ支援策が求められているのではないでしょうか。

近年では、長野県宮田村や秋田県美郷町など、独自財源を活用し、全世帯無償化や第２子以降の完全無償化を実施する自治体も現れております。こうした動きは、子育て世代の定住促進や人口減少対策としても注目されております。

本町においても、将来を担う子供たちの健やかな育ちを支え、若い世代に子育てするならこの町と選ばれる町となるため、保育料無償化のさらなる拡充について前向きに検討すべきと考えます。

ついては、以下の点について町の考えを伺います。

①現状と課題について。

現在、本町で実施している保育料負担軽減制度の内容と対象範囲について。

国・県制度以外に町独自の軽減策があれば、その実績と効果について。

②無償化拡充の検討状況について。

無償化の検討状況について。

近隣自治体との比較について。

③財源確保と実施可能性について。

④町長の方針について。

保育料無償の考えはあるか。

子育て支援の今後の方向性について。

次に、スクールバスの運用について教育長の見解を求めます。

現在、本町におけるスクールバスの運用は、小・中学校において、一定距離以上の遠距離通学となる児童・生徒を対象として実施されております。

一方で、対象距離に満たない児童・生徒については、小学生は徒歩、中学生は徒歩または自転車通学という形になっております。

しかしながら、現状として、自転車を各家庭で用意しなければならないという経済的・心理的負担の問題、近年の不審者事案の発生による保護者の不安、吹雪や悪天候時における送迎の常態化、中学校における保護者送迎の増加による学校周辺の交通渋滞、それに伴う生徒の交通安全上のリスクといった課題が顕在化しております。

特に、中学校では日常的に保護者送迎が行われており、学校周辺の混雑が一因となり、かえって安全確保の観点からも望ましい状況とは言い難い状態と考えます。

こうした実情を踏まえますと、遠距離のみを対象とする一律の運用から一歩進め、希望する児童・生徒がスクールバスを選択できる仕組みを検討する余地があってもよいのではないかと考えます。

全員利用を義務づけるものではなく、あくまで選択制として導入可能性を検討すべきではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

現在のスクールバスの運用拡充の意向等について。

現在のスクールバス運用基準の見直しについて、町として検討したことはあるか。

希望制による利用拡充について、可能性を調査研究するお考えはあるか。

交通安全対策及び保護者送迎の抑制という観点からの効果検証を行う考えはあるか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長　町長茂木　晶君。

（町長　茂木　晶君　登壇）

○町長　舩山千鶴議員のご質問にお答えいたします。

初めに、保育料の負担軽減について、現状と課題についてでありますが、まず、現状については、本町では、令和10年10月の子ども・子育て支援法の改正により、３歳から５歳の子供の保育料は全員無償、併せて満３歳未満の子供は住民税非課税世帯を保育料無償としたほか、第３子以降は全額無償化、第２子は保育料半額にしております。

続いて、令和３年９月には、山形県が独自の施策で満３歳未満の第３階層及び第４階層の保育料を２分の１を負担し、町も独自で令和４年度から同階層に２分の１を負担し、全額無償化を図っております。

さらに、令和５年４月からは、本町独自で第２子以降を所得制限なしで保育料の無償化を実施し、今年度は、第５階層の保育料を県と町で連携して４分の１ずつ負担し、保育料を半額にしたところであり、本町の保育料軽減措置は、第１子及び第５階層以上の世帯以外は保育料の無償化を図っております。

また、課題についてでありますが、認可保育所等を利用する全ての子供たちの年齢や保護者の住所や所得にかかわらない保育料の無償化は、本来、国がすべきものと考えておりますので、国・県、市町村が連携して取り組めるよう、国や県への要望を継続して行ってきたところであります。

次に、無償化拡充の検討状況についてでありますが、これまで保育料無償化を実施していなかった世帯の保育料の無償化を令和８年度の予算案に計上させていただいております。子育て世帯の経済的負担の軽減はもとより、本町の未来を担う子供たちの健全な育成に努めてまいります。

また、近隣自治体での保育料無償化については、白鷹町が令和４年度から取り組んでいると承知しております。

次に、財源確保と実施可能性についてでありますが、令和８年度の予算案における保育料無償化の財源について、令和７年度の国の補正予算で計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することとしております。

次に、町長の方針についてでありますが、私の方針については、子育て支援の充実策の一つとして保育料の無償化を公約に掲げており、令和８年度施政方針でもご説明申し上げまし

たが、令和８年度から保育料無償化を予算案に盛り込んでおります。

子育て支援の今後の方向性については、第３期川西町子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「すべての子どもたちの笑顔があふれる　まちづくり」の実現のため、子育てするなら川西町と思っていただけるような子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、舩山千鶴議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長　町長に申し上げます。

先ほどの答弁の中で、最初のほうですけれども、令和元年と答弁書には記載されておりますが、令和10年と答弁なさったようなので、訂正ございますか。

茂木町長。

○町長　大変失礼いたしました。令和元年10月の間違いでございました。失礼しました。

○議長　教育長片倉和之君。

（教育長　片倉和之君　登壇）

○教育長　おはようございます。

続いて、私から舩山千鶴議員のご質問にお答えいたします。

スクールバスの運用については、スクールバスの運用拡充の意向等についてでありますが、国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校ではおおむね４キロメートル以内、中学校ではおおむね６キロメートル以内という基準を定めております。本町では、この基準を基にして、通学距離がおおむね４キロメートル以上というスクールバスの運用基準を定めております。

１点目の現在のスクールバス運用基準の見直しについてでありますが、現在の運用基準については、平成23年度の統合中学校に合わせ設定した基準であり、現在までは見直しを行わず、状況に応じて対応してきたところです。しかし、昨今の通学状況に鑑みて、今年度、運用基準の見直しを進めてまいりました。令和８年度からは、おおむね３キロメートル以上の運用基準で対応してまいります。

２点目の希望制による利用拡充についてでありますが、希望制を含めた様々な事例について、メリットやデメリットを整理しながら調査研究を行ってまいります。

３点目の交通安全対策及び保護者送迎の抑制という観点からの効果検証についてでありますが、中学校周辺の混雑についてのご指摘と捉えております。中学校と連携しながら、学校周辺の混雑緩和に努めるとともに、生徒への交通安全指導を行ってまいります。

今後も、町としては、このたびの議員からの質問内容を踏まえ、小・中学生の安全・安心な通学に努めてまいります。

以上、舩山千鶴議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長　舩山千鶴さん。

○１番　ご答弁ありがとうございました。

では、再質問のほうをさせていただきます。

保育料負担軽減についてなんですが、今回、町長のほうから、令和８年度より無償化を実施予定との大変前向きなご答弁をいただきました。これは、本当に子育て世代にとって非常に力強いメッセージになるものと思っております。ありがとうございます。

その上で、より町民に安心感を持っていただくために、繰り返しになりますが、幾つか具体的についてお伺いさせていただきます。

これまで保育料無償化を実施していなかった世帯の保育料の無償化となっていますが、具体的に、ゼロから２歳児も含めた完全無償化を目指すのか、あるいは、段階的な拡充と、所得制限などは設けるのか、現時点で想定している方向性をお示しいただけますでしょうか。

○議長　近健康子育て課長。

○健康子育て課長　お答えいたします。

これまで、本町においては令和４年度から子育て世帯に対して保育料無償化ということで、段階的に行ってまいりましたが、令和８年度につきましては、町内の子供を持つ皆さんの家庭に対して保育料無償化、所得制限もなく実施するということで、今年度の予算のところに計上になっているところでございます。

○議長　舩山千鶴さん。

○１番　続いて、財源についてなんですが、川西町結構、かなりの借金というか、あると思います。その上で、令和８年度の予算案における保育料無償化の財源については、令和７年度の国の補正予算で計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てるとなっているんですが、その後、９年度からはどのようになっているのか。一般財源、国・県の補助、交付金等、また、基金やふるさと納税など、持続可能な財源構成についてどのように検討されているのかお伺いいたします。

○議長　茂木町長。

○町長　今後の財源についてでありますが、まずは、令和８年度については答弁でも申し上げましたとおり、このたびの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当させていただく

予定であります。

その後につきまして、引き続き、８年度もこのような同じ物価高騰対応の臨時交付金が国から示していただきたいなと、できるだけこの物価高騰対応の臨時交付金を充てたいと思っているところであります。しかしながら、国の情勢も変わることかと思いますので、できるだけ有効な財源を確保しながら継続していきたいと思いますし、仮に、もし何もそういった国から、県からの財源がなかったとしても、町で独自にこれを続けていくんだという強い気持ちを持ってこの今回の保育料の無償化には取り組んだところでありますので、持続的に続けていく覚悟であります。

○議長　舩山千鶴さん。

○１番　そうですね。令和８年度だけ、１年に終わることのないよう続けていって、やってもらえればと思います。

スケジュール感の具体化で、令和８年度の実施となれば、今年度から制度設計、条例改正などで、予算化の準備が始まるものと思われます。年度内に方向性を示すのか、来年度予算に反映させるのか、おおよそのスケジュール感をお示しいただければと思います。

○議長　近課長。

○健康子育て課長　お答えいたします。

スケジュールにつきましては、令和８年度から、４月１日から実施いたしますということで考えております。ですので、条例にはなりませんが、規則等で改正を３月中に行い、進めてまいりたいと考えているところです。

○議長　舩山千鶴さん。

○１番　令和８年度４月からということで、町民への周知方法なり、町外、特に近隣自治体に向けた発信戦略等はありますでしょうか。

○議長　近課長。

○健康子育て課長　町民の皆さんへは議決後となるかと思いますが、あとは、様々な方法を使って周知を図ってまいりたいと思っております。

○議長　舩山千鶴さん。

○１番　今回の無償化は、単なる保育料軽減だけではなくて、子育てするならこの町と言っていただけるまちづくりへの大きな一歩になるものと思われます。令和８年度実施という方向性は大きな前進であると思います。あとは、その中身と実行への道筋を丁寧に示していただくことで、町民の期待は確信へと変わるものと思われます。

少子化対策としての実効性に、ちょっと、ついてなんですが、今回の制度が第１子から第３子以降までの差のない無償化である場合、負担軽減という点では公平である一方、もう一人産もうと思っていただくための政策としてはやや、ちょっと弱くなる可能性があるのではないかともちょっと考えますので、例えば、第２子以降の上乗せ支援であったり、多子世帯への追加的な経済支援、住宅支援等を、より少子化対策としての効果を高める工夫についても、今後、負担軽減策にとどまらず、人口減少対策の柱となるよう、今後検討を進めていっていただきたいと思います。

続いて、スクールバスについてですが、８年度から、おおむね３キロメートル以上の運用基準で対応してまいりますとのことですが、これは小・中合わせて３キロなのか、スクールバスのこの拡充した基準の根拠は何なんでしょうか。

○議長　片倉教育長。

○教育長　それでは、基準を３キロにした理由についてお答えをいたします。

まず、山形県内のスクールバスの運用のための条例や規則を調べてみましたが、中学校につきましては３通りございました。６キロメートル、４キロメートル、３キロメートルの３種類でありました。その中の今、川西町は４キロメートルですから、基準を緩和するとすれば３キロメートル、そのように中学校については判断したところです。

小学校については、同様に調べた結果、４キロメートルと２キロメートルの２種類がございました。その中で、２キロメートルに設定している自治体の状況を調べてみましたところ、山林の占める割合が少なくて85％、多くて96％、つまり、山あいの通学路に対する配慮ではないかなと、そんなふうに判断いたしました。一方、川西町の場合には、山林面積の割合が38％であり、玉庭、それから東沢地区の子供たちは既にスクールバスに乗っていることから、４キロメートルをいきなり２キロメートルに落とすのではなく３キロメートルと、そのようにしてみたところでした。

以上であります。

○議長　舩山千鶴さん。

○１番　昨年で言えば熊の被害もありましたよね。町なかに熊が出て、保護者、ご家族の方の送迎の負担が大きいということもありましたので、３キロになったのは、ちょっと短くなったのはありがたいかなとは思うんですが、できれば、やはり全員、希望制ではありますが、やってほしいところでは、ちょっとあります。

今まで、保護者アンケートの実施や冬季限定運行など、段階的な拡充の可能性について検

討された経緯などはありますでしょうか。

○議長　片倉教育長。

○教育長　今、議員からご指摘のあった件については、いまだ検討したという経緯はございませんが、今後、より安全性、それから、利便性を考慮したものについて研究してまいりたいと考えております。

○議長　舩山千鶴さん。

○１番　答弁の２点目になります。

メリットやデメリットを調整しながら調査研究を行ってまいりますとありますが、これについて、いつ頃、どのような形で調査研究を行っていくのか、具体的に決まっていればお聞かせください。

○議長　片倉教育長。

○教育長　スクールバスの基準の緩和も含めまして、この案についても令和８年度に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長　舩山千鶴さん。

○１番　答弁の中の３点目ですね。

中学校と連携しながら学校周辺の混雑緩和に努めるとともに、生徒への交通安全指導を行ってまいりますとありますが、確かに、それを行うのもとても大事なことではあるんですが、ちょっともう一歩進めていただいて、本当に、学校周辺交通量調査や他自治体の事例研究など、基礎的な調査から始めるべきと考えますが、そのようなお考えはありますでしょうか。

○議長　片倉教育長。

○教育長　今、ご指摘のあった基礎的な調査でありますけれども、公について実施されているような正確な調査にはならないかもしれませんけれども、私たちの手、あるいは学校職員の手を借りながら、そのような調査に近い混雑具合の調査はできると考えております。

○議長　舩山千鶴さん。

○１番　ぜひしっかりと子育て世代の声を聞き取っていただければと思います。

２月の町報でも、小学校統合に向けてのアンケート結果がありましたが、学校再編案と同時に、スクールバス運行計画も提示すべきと考えますが、教育長の見解はいかがでしょうか。

○議長　片倉教育長。

○教育長　スクールバスの計画案につきましては、実施計画そのものには入っておりませんが、その文言の一つとして、実施計画を進める際においては、学校経営その他スクールバスにつ

いても開校準備委員会等で具体的に検討してまいりますというふうな記載でしております。したがって、実際にスクールバスの詳細な計画を立てていくのは令和８年度からというふうになっております。

以上です。

○議長　舩山千鶴さん。

○１番　いろいろと検討していただくのは大変ありがたいんですが、検討した結果を、どのようになったかを町民の方に示していただければと思います。

スクールバスは、単なる移動手段ではなくて、子供たちの命と学びを守る基盤でありますので、安全性のさらなる向上と持続可能な運行体制の構築を求めたいと思います。

そして、最後になりますが、町長のリーダーシップの下、本町が子育てに最も温かい町として一方踏み出すことを強く期待しまして、私の一般質問を終了します。

○議長　舩山千鶴さんの一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後１時といたします。

（午前１１時１７分）

○議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後　１時００分）

○議長　第３順位の寒河江寿樹君は質問席にお着きください。

寒河江寿樹君。

第３順位、寒河江寿樹君。

（３番　寒河江寿樹君　登壇）

○３番　それでは、午後１番目の寒河江ですけれども、議長宛ての通告のとおりに質問いたします。

令和８年度からの第６次川西町総合計画にも関する少子高齢化が進んでいる状況の中、行財政運営は、より厳しさを見込まれるところです。全ての町民の方々が老若男女に関係なく、安全・安心かつ楽しく平等に生活を送ることができるよう、大きく３項目にわたり質問いたします。

初めに、１点目の公共施設等における熱中症対策等についての質問をします。

①熱中症対策による各種環境改善について。

今後、ますます温暖化が進むと考えられるが、町の小・中学校などの公共施設等における熱中症対策を行うことにより、教育環境の充実及び災害対応避難環境の改善につながると考えられる。町としてはどのように考えているのか、伺います。

２つ目、公共施設のＬＥＤ化について。

2027年末に蛍光管の製造が禁止されるが、ＬＥＤ化により電気代も削減できるため、町ではどのように進めていく考えかを伺います。

次に、２点目の各種ハラスメント、パワハラとか、セクハラとか、マタハラ、カスハラ等の対策等について質問いたします。

①町職員に対するハラスメントの現状及び防止対策等について。

県内及び全国の県・市町村長や管理職、議員等による様々なハラスメントが報告されているが、町ではどのような状況にあり、どのような対策等を取っているか伺います。

次に、３点目の部活動における今後の地域展開について質問いたします。

①認定地域クラブの状況について。

令和８年度から休日の部活動を外部指導者へ地域移行を行うことになっているが、現在、町ではどのように取り組んでいるのか、どのような状態になっているのか伺います。

２つ目、中学校、町内の公共施設等の使用及び使用料について。

認定地域クラブでの活動に関する中学校や町内の公共施設等の使用等について、町ではどのように考えているか伺います。

３番目に、ホッケー競技等への補助金の今後の在り方について。

認定地域クラブでの活動により保護者の経費等の負担が増えることが考えられるが、少子化の中で、町からの補助金をホッケー競技以外の全ての子供たちや各種競技団体にも平等にすべきと考えられるが、町ではどのように考えているのか伺います。

４番目に、スクールバスの運行について。

休日の部活動認定地域クラブで行っても、スクールバスの運行を行ってもらえるのか、また、各種大会への対応はどのように考えているか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長　町長茂木　晶君。

（町長　茂木　晶君　登壇）

○町長　寒河江寿樹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、公共施設等における熱中症対策等について、熱中症対策による各種環境改善についてでありますが、近年の気候変動により、熱中症リスクは高まっていると認識しております。児童・生徒をはじめ、町民の生命を守る観点から、適切な対策を講じることは、重要な課題であります。

教育現場においては、普通教室の空調整備や暑さ指数を活用した活動判断の徹底などにより、日常の安全確保に努めております。併せて、学校体育館等は災害時の指定避難所として役割を担っていることから、防災の観点も踏まえた空調設備整備について検討を進めております。

今後は、教育環境の充実と災害時の避難環境の改善を一体的に捉え、健康、教育、防災の各分野が連携しながら、安全・安心な施設環境の整備に努めてまいります。

次に、公共施設のＬＥＤ化についてでありますが、ＬＥＤ化を進めることで消費電力が減少することから、二酸化炭素の削減につながり、ゼロカーボンシティの実現に向けて前進するものと考え、順次切替えを進めてきております。

状況につきましては、多数の方が利用する施設のうち、一部ＬＥＤ化も含め、75%以上の切替えが完了しております。残りの施設につきましては、施設の利用計画により進めてまいります。

次に、各種ハラスメント対策等について、町職員に対するハラスメントの現状及び防止対策等についてでありますが、さきの橋本欣一議員の質問でも答弁させていただきましたが、本町では、令和７年９月に全職員を対象としたハラスメントアンケートを実施したところです。

125名の回答において、パワーハラスメントを受けたと感じた職員は10名、8.0%、セクシュアルハラスメントを受けたと感じた職員は１名、0.8%、カスタマーハラスメントを受けたと感じた職員は26名、20.8%でした。

町では、川西町安全配慮マニュアルを管理職に配布し、各種ハラスメントの防止に努めるとともに、令和７年10月には川西町カスタマーハラスメント予防、対応マニュアルを策定し、職員に対応等を示したところです。

各種ハラスメントの予防については、職員一人一人の意識の醸成が肝要であることから、各種マニュアルを活用しながら、浸透するよう努めてまいります。

以上、寒河江寿樹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長　教育長片倉和之君。

（教育長　片倉和之君　登壇）

○教育長　続いて、私から寒河江寿樹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、部活動における今後の地域展開について、認定地域クラブの状況についてでありますが、町では、山形県における部活動改革ガイドラインに基づき、生徒にとって望ましいスポーツ、文化芸術環境の構築と教員の働き方改革の推進の両立を目的に、令和５年に部活動指導地域移行協議会を設置し、部活動改革に取り組んでおります。

令和８年度からは、原則中学校の部活動は平日のみとし、休日は、活動を希望する生徒が地域のクラブ等に所属し、活動を行うこととしております。

部活動の地域展開により実施される地域クラブ活動については、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させた活動や、生徒の自主的、主体的な参加による活動であります。生徒が継続的にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質、能力を育てることを目指した活動が展開されるよう、国が示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町村等において認定を行う仕組みが構築されました。

町では、川西町認定地域クラブ認定要件を提示し、現在、認定地域クラブの申請を受け付けています。現在、12団体の申請があり、今後、認定手続を行い、認定地域クラブを生徒へ周知してまいります。

次に、中学校、町内公立施設等の使用及び使用料についてでありますが、認定地域クラブは、川西中学校の体育館やグラウンド、町内の公共施設での練習ができるように考えております。

認定要件の中に活動時間・適切な休養等の設定として、平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内の活動時間とし、週２日以上の休養日を設定していることから、認定地域クラブが川西中学校を含む町内の公共施設を使用する際は、休日３時間の使用料を免除してまいります。

次に、ホッケー競技等への補助金の今後の在り方についてでありますが、町では、本町ホッケー競技の振興を図ることを目的として、川西中学校におけるホッケー競技力向上に必要な経費の一部について補助金を交付しております。

そのほかに、生徒の心身の育成、個性の伸長及び保護者負担の軽減を図ることを目的として、川西中学校生徒が体育及び音楽大会に参加する経費について補助金を交付しておりますが、その交付額につきましては、同一の基準を設定しているところであり、今後も競技間の

平等性が保たれるよう対応してまいります。

なお、議員ご指摘のとおり、認定地域クラブでの活動による保護者の経費等の負担増加が懸念されます。会費の適切な設定と保護者等の負担軽減の観点から、クラブ活動の維持、運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定してもらうよう、認定地域クラブにお願いしております。

次に、スクールバスの運行についてでありますが、本町では、令和８年度から川西町認定地域クラブを認定し、部活動地域展開を進めるに当たり、スクールバスについては、これまでと同様に休日の学校までの運行を継続してまいります。

その一方で、練習試合のためのスクールバスの要望も受けておりますが、利用回数を設定するなど、対応を検討してまいります。

以上、寒河江寿樹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長　寒河江寿樹君。

○３番　それでは、私のほうから、今の町からの答弁について再度質問させていただきます。

初めに、茂木町長へですけれども、熱中症対策はいつから整備を始めるつもりでいるか、お聞きいたします。

あと、今、県内の各市町村において、小・中学校の体育館の整備が進んでいますけれども、町としては、今後いつ頃からという、それも一緒なんですけれども、あるかお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長　茂木町長。

○町長　ただいまのご質問は体育館の空調整備のことかと思いますけれども、やはり答弁でも申し上げましたけれども、避難所としても利用しなければいけない部分が出てきます。

しかし、体育館の空調整備というのは、まだ進んでいないところがございます。私としては、できるだけ早急に進めたい気持ちもございますけれども、財政面でも非常に苦しい部分はありますので、そのあたりは、ちょっと今後調整していきたいと思っておりますので、まだ具体的にスケジュールというのは持っていないところであります。

○議長　寒河江寿樹君。

○３番　また、もう一つなんですけれども、今、去年も私、言ったと思うんですけれども、昨年は夏休みの期間中、プールの使用ができなかったと、熱中症対策のためでと。そのことについて、町ではどのように考えているのかなと思いまして、とある町では、公共施設じゃなくて民間のほうのプールを使ってするというようなこともありましたけれども、そういうよ

うなことで、町のほうではどのように対応していくのか、今後。お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長　片倉教育長。

○教育長　ただいまご指摘のあったとおり、猛暑対策のためにプールの授業を中止せざるを得ない状況がここ数年続いております。そのため、本町の小学校におきましては、プール開きを前倒し、つまり、これまでよりも10日間ほど早くして、涼しい時期から始めて、猛暑日には休めるような、そのようなスケジュールで対応しているところであります。

○議長　寒河江寿樹君。

○３番　分かりました。でも、これからも夏の暑いときとか、夏にしたいというときは、まだ、じゃ、それはまだ考えているということですね。

　あと、じゃ、もう一つですけれども、今ありました、先ほど茂木町長からありましたけれども、避難環境のほうについてということであったんですけれども、それについて、もう一度確認したいんですけれども、現在の指定避難場所ってありますよね。その場合の会場の環境は、今現在どのような状況になっているか確認したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長　有坂総務課長。

○総務課長　指定避難所等については、この中でご質問のある小学校の体育館等が避難所となっております。

○議長　寒河江寿樹君。

○３番　町の体育館もなっていますよね、農改センターとかも、全てです。分かりました。

　じゃ、続きまして、公共施設のＬＥＤ化についてという、先ほどあったとおり、町のほうでも、もう75％以上進んでいるということなんですけれども、これについても、一応2027年度末で蛍光管の製造が中止というか、終わるということなんですけれども、それまでは全て終わりますか。

○議長　坂野企画財政課長。

○企画財政課長　答弁にもありましたとおり、75％以上完了でありますが、残りの施設について、今後の利用状況を見ながらというところで、製造禁止にはなりますが、使用禁止ではないということもありまして、施設の利用頻度などを見ながら、必要に応じて換えていきたいというふうに考えておりまして、必ずその年まで全て交換ということでは、考えてはございません。

○議長　寒河江寿樹君。

○３番　じゃ、それでは、２点目の各種ハラスメントの件ですけれども、先ほど茂木町長からありましたように、橋本議員のほうにもあったということで、大変よかったと思います。

それで、私のうち、思うんですけれども、西川町のほうでありました、報告なく住民宅を訪れ、強い口調で叱責したときはということで、ハラスメントに該当するということで報告があったんですけれども、川西町においても、町民の方々にも、そのようなことがあったかどうかと、まずお聞きしたいんですけれども、あと、そういう場合、さっき茂木町長がおっしゃったように、町職員と同じような対応等のマニュアル等があるのかどうかもお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長　有坂総務課長。

○総務課長　ただいまのご質問にお答えします。

今のご質問の内容については、一般の町民の方がハラスメントを受けたというようなことがあるのか、そしてまた、そのハラスメントに対して、町ではどういった働きかけができるのかというようなお問合せかと思いますが、今現在、町民の方から、このようなハラスメントを受けたので、町に対して相談を受けたということは、把握はしておりません。

なお、そういった実態があるといった場合については、当然そういった対応マニュアル、住民向けのマニュアルというものはございませんが、その内容によっては、やはり警察のほうに相談する、または弁護士のほうに相談するという事態が発生する場合もあるのかなというふうにお聞きしたところでございます。

○議長　寒河江寿樹君。

○３番　ありがとうございます。

今のように、もし相談が来たときのためということだったんですけれども、そういうハラスメントの内容について、町民の方に、こういう場合はこういうところに相談してくださいということも、やっぱり先ほどあったように、まず各町民の方のほうにも、各、配布とかしてもらって、もしそういうことがあれば相談できるよということとかも、今後していただきたいと思います。

それでは、続きまして、次の３点目の部活動における今後の地域展開についてということで、質問させていただきます。

先ほどありましたけれども、現在川西中学校にある部活動で、川西町認定地域クラブの申請のない部活動はありますか。

あと、そういう場合は、どのような、今後取り組んでいくかもお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長　片倉教育長。

○教育長　先ほどお答えしましたとおり、現段階では12の団体が申請を行う予定でありますが、部活動と地域スポーツクラブ活動はまた別のものでありますので、部活動にあっても地域スポーツクラブにないというものは、現在１種目あるかと思います。すみません、種目は卓球になります。

以上です。

○議長　寒河江寿樹君。

○３番　あと、この前ちょっといろいろありまして、例えば責任とか、地域クラブになった場合ですけれども、責任についてということで、確認してほしいということがありましたんですけれども、例えば、昨年の、米沢市でありましたよね。部活動帰りとか、そういうときに自転車で倒れて亡くなったとかという場合、そういう場合の責任は指導者にあるのかということで、確認してくださいと言われたんですけれども、そこら辺はどのような状態になりますか。

○議長　片倉教育長。

○教育長　責任につきましては、先ほど申したとおり、部活動と、それから地域スポーツ活動は違うということがありますけれども、現在、令和８年度から６年間は改革実行期間というふうに国で位置づけられておりまして、そちらのほうについて、町が主導しながら改革を進めていく関係から、町のほうでも、責任が一方的に地域に降りかかることのないように、これから体制づくり等を進め、連携してまいりたいと考えております。

○議長　寒河江寿樹君。

○３番　続きまして、町からの支援についてですけれども、どのようになっているか伺いたいと思います。

国のほうの事業目的の中で、部活動の地域展開の推進に必要な経費のうち、休日の地域クラブ活動等の支援については、補助割合として国が３分の１、都道府県が３分の１、市町村が３分の１、要する経費についての補助を行い、もって将来にわたるということも言っていますけれども、それで、ちょっと山形県の部活動改革推進協議会でも、指導者研修やクラブ活動に対する経済的支援など取り組んでいきたいということを言っていますけれども、川西町では、まず国と同じように、県と一緒に負担をしていただけるのか、また、川西の補助内

容については、どのようなことについて補助をしていただけるのか、お聞きしたいと思います。

○議長　片倉教育長。

○教育長　ただいま国の補助金についてご指摘いただいておりますけれども、国の補助金の使用につきましては、休日のクラブ活動の指導者等への謝金や体制づくりが主なものであり、また、令和８年度から加わりました補助金については、経済困窮世帯への支援というふうになっているものですから、本町としては、国の補助金を使うということは考えておりません。

その代わり、県と連携しながら研修会、それから、スポーツ協会と連携しながら指導者等の研修、そのようなもので指導者のレベルアップを図っていきたいと、そのように考えております。

○議長　寒河江寿樹君。

○３番　今ありましたけれども、例えば町としては、経済的に苦しい家庭への補助金については、どのような考えでしょうか。やっぱりいろいろあると思うんですけれども、今もこういう状態ですので、部活ですと、ただ、参加は各自の自主参加なんですけれども、そういう場合についての、もし補助等があれば教えていただきたいと思います。

○議長　片倉教育長。

○教育長　補助金につきましては、先ほど答弁で申し上げました２種類の補助金を中学生に対して実施しているところであります。

また、生活に苦しい思いをされている家庭につきましては、就学援助の中で、クラブ活動費の補助などで対応させていただいているところであります。

○議長　寒河江寿樹君。

○３番　それでは、２番の中学校の、町内公共施設の使用及び使用料についてということで、先ほど聞きましたが、地域クラブについては、休日の３時間以内ということだったんですけれども、今後、町外の団体とか、地域クラブ等の合同の活動をする場合ですけれども、そういうときは、どのような使用料になるとかは決まっていますか。

○議長　片倉教育長。

○教育長　今のご質問につきましては、まだ決まっておりません。先ほどの橋本欣一議員のご質問への答弁でもありましたように、公共施設使用料の見直しについては、作業を進めているところであります。

また、広域化するというふうなことが予想されることから、近隣の市町の施設料等も併せ、

近隣市町との連携を強めながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長　寒河江寿樹君。

○３番　そういった広域になってくると、それが町だけの子供じゃないんで、ということになりますけれども、ただ、それについてですけれども、ホッケー競技等への補助金の今後の在り方ということなんですけれども、その中で、ホッケー競技については、町内、町外関わらず、今全て、小・中学校、高校が無料で使用できるということになっているんですよね。同じ競技でも、ホッケー競技だけについては特別扱いしているということなんですけれども、今後、それ以外はこれから考えていくということでよろしいんですよね。

○議長　片倉教育長。

○教育長　ただいまの件については、体育館の使用料というふうな……

○３番　ホッケー場ですね。

○教育長　すみません、ただいま、ちょっと資料がございませんので、後ほど資料を提出する形でよろしいでしょうか。すみません。

○議長　寒河江寿樹君。

○３番　私がいるときから、そういうふうになったものですから、ホッケー競技については、ホッケー場は全て無料と。ただ、ほかの競技については、体育館なんかを使う場合は、町外の場合は町外料金ということで捉えていたんですけれども、ホッケー競技だけだということだったものですからです。

あと、先ほどありましたように、川西中学校の、振興について補助金を出しているということだったんですけれども、令和４年に開催された国体から、もう34年もたつんですけれども、その当時は、中学校総人口が868名、小学生が1,627名でしたけれども、８年度の見込みといたしまして、町内の中学生総人数が約300名、小学校も520名ということで、約３分の１から３分の１以下になっていますけれども、それですけれども、やっぱりあれから30年たっても、現在もホッケー競技の普及、推進、振興というのは、やっぱり必要なんでしょうか。国体も終わって、もう34年もたって、まだ普及、振興がしなくちゃいけないというのは、そういう、どのような状況かということと、今後必要であれば、なぜ必要なのかと。

先ほどありましたように、国からの方針でありました、誰もが平等で何でもできるような形ということになっていますけれども、また後で言いますけれども、茂木町長のお言葉もありましたけれども、誰もが平等ということになっていますけれども、30年もたって、いまだに振興がなっていないということであれば、必要でなくて、そのほかの子供たちというか、

生徒にも、全て平等にしていただけないということを私は考えて、そのようなことは、また、現在どのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長　片倉教育長。

○教育長　ただいまご指摘のあった件についてでありますが、教育委員会として考えておりますのが、競技の普及率の差が大会経験の格差につながるということのないように、大会出場機会の平等性などを考えながら、ホッケーのさらなる普及というふうなことで考えているところであります。

○議長　寒河江寿樹君。

○３番　やっぱり34年もたっても、まだ駄目なんですか。やっぱりそこら辺は、分からないんですけれども、ホッケー競技だけですと、スポーツ少年団も年間10万、中学校も部活は、ほかの部活と違って10万出ているということで、競技団体にも出ていますけれども、そのくらい、34年もして駄目なものをこれからもまたずっと永久にするということであれば、逆にもう、子供たちが10年もたったら、もう10分の１もいなくなるんですよね。そのとき、ほかの競技団体もほとんどなくなるんじゃないかと思います、今の人口から数えれば。そのことについて、ちょっとほかの競技についても同じように出していければいいですけれども、そこは今後、考えていただきたいと思います。

　あと、今、今後、中体連主催の大会に参加するときは、今までどおり補助金は町から出るのかということと、あと、2027年度から全国中学校大会が規模縮小ということで、９つの競技種目がなくなります。水泳、ハンドボール、体操、新体操、ソフトボール男子、相撲、スキー、スケート、アイスホッケーという、なりますが、中体連主催の大会がなくなったときに補助金はどのようになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長　前山教育文化課長。

○教育文化課長　ただいまのご質問にお答えいたします。

　中体連関係の今後の展開につきましては、先が、今後、徐々に変わってくるかと思っておりますけれども、現状、いわゆる過渡期でございますので、こういった変わる場面においては、今後変わっていく中で、その時々に応じて対応していきたいと考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長　寒河江寿樹君。

○３番　今ありましたように、中体連の大会なんですけれども、普通、中体連の大会以外ですと、今のところ出ていませんよね。競技団体の各種主催大会については、多分出ていないと

思ったんですけれども、ただ、ホッケー競技については、全国大会については、全国中学校体育大会の主催大会はないんですよね、もう何十年も前から。ホッケー競技といったら、ホッケー協会が主催団体になっているものですから、中体連じゃ、また違うんですけれども、それにも今まで出していますんで、今後の在り方も、そこを考えながらやっていただきたいと思います。やっぱりなくなったときに、片方の競技だけ出て、片方というのもあるんで、先ほど言いましたように、みんな平等に、そこら辺はしていただくことを考えていただきたいと思います。

あと、最後の質問になりますが、スポーツ文化庁が掲示した認定地域クラブ活動認定要件確認書では、競技性や成果を求めないと、さっき言った、ホッケーの普及とか言っていますけれども、それを、偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質、能力等を育てることを目的にし、活動であること等ということで、あと、障害のある生徒や運動が苦手な生徒を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことに十分踏まえて対応することになっているとなっていますけれども、また、それに、聞きますけれども、茂木町長が言いましたように、共生社会の実現を掲げていました。

年齢や性別、障害の有無に関わらず、全ての町民が、皆様が幸せに暮らせる町を目指し、町民のお一人お一人に寄り添って地域課題を解決していきたいと考えているということでしたので、やっぱり何回も言ってあれですけれども、ホッケー競技以外のほかの競技団体の方に、私、しょっちゅう質問等、要望を言われるんですけれども、ホッケー競技以外の全ての競技も同じように活動できるように、町として今後考えていただきたいと思います。

あとは、そんなところで、最後の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長　答弁は。

○３番　答弁は要りません。じゃ、それで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　寒河江寿樹君の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後１時50分といたします。

（午後　１時３７分）

○議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後　１時５０分）

○議長　第４順位の吉村　徹君は質問席にお着きください。

吉村　徹君。

第４順位、吉村　徹君。

（６番　吉村　徹君　登壇）

○６番　本日最後の質問となりますが、よろしくお願いいたします。

議長に通告のとおり質問いたします。

給食費の無償化についてお伺いいたします。

これまで保護者の負担軽減や教職員の方々からの要望等を受けながら、幾度となく、私たち会派としても、小・中学校の給食無償化に向けて取り組むべきと一般質問等において申し上げてまいりました。その中で、給食は教育の一環として実施されていることや、給食は学校生活にとって欠かせないものであり、お金の心配なく給食が提供されるために、また、子育て世帯の支援から、完全無償化に向けて取り組むべきであると訴えてまいりました。

これまで、県内はもとより、全国的に給食無償化を実施する自治体が増加する中で、国の責任による完全無償化が求められてまいりました。政府は、そのような全国的な状況や要望を受ける中で、2026年４月から小学校の給食費補助の予算が計上され、完全給食の場合、１人当たり5,200円を基準に、自治体に対し、支払われるとありますが、本町における給食費無償化に向けた取組について、どのように取り組まれるかお伺いいたします。

政府としては、今後、中学校での給食費の完全無償化に向けても検討するようであるが、中学校においても早期に取り組んでいくべきと考えますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

次に、最近の農林業センサスによると、全国で、2000年174万戸から2025年53万戸と、120万戸以上も減少している。本町においても、第一次産業の就業人口について、2000年1,966人から2020年1,260人と、20年で706人の減少となっております。本町における2025年度の状況についてはどのようになっているか、お伺いいたします。

農業が主産業である本町においても、農家における高齢化、後継者の成り手がいないなどにより、中山間地域などにおいては、農家の減少というより、農村がなくなると言っても過言ではない状況となっているのが現状ではないでしょうか。

地域計画に基づく農地活用が実施され始めたと思いますが、若い農業者、農業法人等にお

いても急速に進む離農などにより、廃業された農地の引受けについて、受託が困難となっているような農地などはないのかについてお伺いいたします。

今年度、米価概算金が値上げられ、農家にとっては一安心の状況となっているが、反面、消費者米価の店頭での価格が高止まりしている状況による消費者の米離れの懸念、外食の輸入米増加などにより、国産米の在庫増による平成８年産の米価が下がるのではないかと心配されるなど、春先からの農作業が始まる時期となりますが、農家にとって不安を感じられているのが現状ではないでしょうか。このような状況の中で、本町での生産者米価、消費者米価の情勢についてはどのように捉えられているか、お伺いいたします。

最後になりますが、新しいまちづくりに向けた第６次川西町総合計画が令和８年４月から令和17年度の10年間の計画期間によって進められていくこととなりますが、町民の皆様への周知については、どのように行われていくのかについてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長　教育長片倉和之君。

（教育長　片倉和之君　登壇）

○教育長　吉村　徹議員の質問にお答えいたします。

初めに、給食費無償化について、政府による小学校の給食費補助についてでありますが、政府による学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化については、保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援策として実施されるものであり、公立小学校における基準額は、令和８年４月から、１人当たり月額5,200円となっております。

なお、政府は、いわゆる給食無償化の表現については、完全な学校給食費の無償化を想起させ、自治体の財政負担の増加を招いたり、逆に予算の制約により給食の質の低下につながることが懸念されるため、この取組の趣旨が保護者負担となっている学校給食費の抜本的な負担軽減であることを明確化し、正確な趣旨の周知に取り組むとしております。

本町においては、国の交付金により、小学校給食費の約80％の負担軽減を図ってまいります。

また、経済的な理由により児童の就学に困っている家庭に対しては、本町の就学援助制度により、国の交付金を超える部分の80％を援助し、学校給食費の約94％の負担軽減を図ってまいります。

次に、中学校における給食費無償化についてでありますが、政府は、中学校給食についても、小・中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討するとしてお

ります。

本町の取組については、物価高騰による中学校給食費の高騰を防ぐため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、１食当たり50円の補助を実施してまいります。

また、経済的な理由により生徒の就学に困っている家庭に対しては、小学校と同様に、国の交付金を超える部分の80％を援助し、学校給食費の約83％の負担軽減を図ってまいります。

学校給食の無償化の取組については、自治体による差が生じるべきではなく、全国的に同じ取扱いであるべきと捉えておりますので、引き続き、国に対し、国の財源で無償化の取組を進めていくよう働きかけてまいります。

また、本町におきましても、無償化を実施していくための将来的な財政状況の見通しをはじめ、国の子育て支援等の動向を注視しながら、保護者負担の軽減について研究を続けてまいります。

以上、吉村　徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長　町長茂木　晶君。

（町長　茂木　晶君　登壇）

○町長　続いて、私から吉村　徹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、農家戸数の減少について、本町における農家減少についてでありますが、本町の第一次産業の就業人口については、国において2025年の国勢調査の集計中であり、令和９年３月に公表される見込みとなっております。今後、国から提供される情報を注視してまいりますが、本町においても大きく減少していることが想定され、農地、そして農村を守っていく担い手の確保は喫緊の課題であると捉えております。不安定な農産物価格や異常気象への対応、鳥獣被害対策など、農業を取り巻く課題の解決に努めるとともに、稼げる農業の実現を通して担い手の確保につなげていけるよう、取り組んでまいります。

次に、農地の受託状況についてでありますが、地域計画は、令和６年度末に町内15地域において策定され、今年度から計画の実施に移っております。この地域計画においては、各地域で、どの農地を誰が耕作していくのかを目標地図上で明確にすることが目的でありますが、その目的に向かって、少なくとも年１回は地域での話合いを行い、計画をブラッシュアップしていくことが重要となっております。

地域計画策定時において、目標地図上、耕作者がいない農地は全国的に約３割程度あり、本町においても、全国平均並みの32.2％となっております。限られた担い手で農地を守っていくためには、これまでの人・農地プランのときのように中心経営体に農地を集積していく

のではなく、兼業農家等を含めた幅広い担い手において、農地を集約しながら耕作することが重要であり、議員ご指摘の農地の引受先が将来見込めない農地が発生した場合でも、その農地を含めて地域内で話合いを継続し、優良農地を守っていく必要があります。

今後も、各地域の代表や農業委員会、その他関係機関と連携しながら、地域計画のブラッシュアップに向けた話合い活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、米価をめぐる情勢についてでありますが、農林水産省で公表している米に関するマンスリーレポートによりますと、令和７年産の山形県産の「はえぬき」60キログラムの令和８年１月の取引価格は３万5,099円で、前月とほぼ同水準となっており、高止まりしている状況にあります。

一方で、民間在庫量は、販売段階の在庫量について、例年の同時期に比べ、20万トン程度増加しており、今後の販売動向により、米価の下落も想定されるところであり、先行きが非常に不透明な状況にあると捉えております。

米価については、需給バランスなど、民間の取引環境の中で決まっていくものであり、町としましても市場動向を注視している状況にありますが、米価の動向は農業経営に直結するものであり、安定した農業経営に向けた取組について、国・県にも要望してまいります。

あわせて、国の経営所得安定対策に基づく各種交付金による経営支援についても、川西町農業再生協議会と連携を図りながら取り組んでまいります。

最後に、第６次川西町総合計画について、町民の皆様への周知についてでありますが、本計画につきましては、町民アンケートやワークショップ、各地区での座談会等を実施し、町民の皆様から幅広いご意見やご要望を頂戴しながら、作成を進めてまいりました。

内容につきましては、さきの12月定例会において議決していただいたところでありますので、より町民の皆様が親しみやすく、読みやすい計画書となるよう、デザイン等の最終調整を進めているところであります。

周知方法につきましては、本計画のスタートに合わせて町ホームページで計画書を公開するとともに、町報４月号において特集ページへの掲載と、本計画の概要版の全戸配布を予定しております。

総合計画は、行政だけではなく、町民の皆様と共に推進していくことが重要であることから、事業を実施する際などの折に触れ、まちづくりの方向性を示す本計画の内容と各施策について、併せて周知してまいります。

また、ＬＩＮＥのセグメント配信による年代や性別に応じた情報提供のほか、町公式ＳＮ

Ｓを活用して、ターゲットを意識した効果的な周知活動にも努めてまいります。

以上、吉村　徹議員のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長　吉村　徹君。

○６番　初めに、給食費の無償化について再質問させていただきます。

いよいよこの４月から、国の制度として公立小学校の給食無償化が始まります。これまでも一般質問等において、とうとう質問してきたわけでありますが、本町の考え方としては、給食無償化については、自治体ごとの対応に差が生じるべきではなくて、全国的に同じ取扱いをすべきであると、それを踏まえて、国に対し、国の財源で無償化の取組を進めていくよう働きかけるということでありました。

その働きのおかげもありまして、また、学校給食無償化に向けた全国各地の取組を進めてきた様々な団体の活動と世論が、実現の道を開く大きな成果となったのではないかと考えておるわけでありますが、そうした中で、令和６年６月議会において質問させていただいたわけでありますが、そのとき、令和５年度の給食費の保護者負担については、当時、玉庭小学校がありましたので、町内小学校６校の平均で年額が約６万1,000円でありました。その後については、物価高騰などの影響により増額となっていると思いますが、近々の保護者負担の給食については、年額いかほどになっているかお伺いいたします。

○議長　暫時休憩します。

（午後　２時１０分）

○議長　会議を再開いたします。

（午後　２時１０分）

○議長　片倉教育長。

○教育長　ただいまの給食費についてでありますが、給食の形態によって、学校ごとに若干違いはありますが、小学校の場合、１食351円になっております。すみません、年額は、ちょっとこれから計算してお示しします。

中学校につきましては、１食当たり370円になっておるところです。

○議長　吉村　徹君。

○６番　今、小学校で平均ならして350円、中学校が370円ということでありまして、令和５年度から見ますと、50円ほど上がっているという状況にあるのかと思います。そういった中で、

国が示す基準額ですが、月額5,200円ですと、年額６万2,000円となるわけでありますけれども、これでいきますと、どうしても不足が出るのかなと思いますが、そこら辺の状況についてはどのようにお考えか、お伺いします。

○議長　片倉教育長。

○教育長　今ご指摘あったとおり、基準額を超える部分については、どうしても出てきてしまいます。基準額を超える部分の扱いにつきましては、学校給食法に基づきまして、保護者から徴収可能というふうになっておりますので、その考えで令和８年度は取り組んでまいりたいというふうに考えておるところです。

○議長　吉村　徹君。

○６番　国のこの三党合意に基づく教育無償化に向けた対応という文書の中で、そういうことで、今、教育長がおっしゃった形でうたわれているわけでありますが、反面、本町においても、地産地消に取り組みながら、有機栽培なされている農産物の使用なども踏まえて、そちらの趣旨によりますと、そういった農林省なりの予算も使いながら対応してもいいですよというような説明なのかなと思いますが、そういったことも含めながら、できるだけ保護者負担を少なくしていくという取組については、どういうふうにお考えか。

○議長　片倉教育長。

○教育長　ただいまお話ありました補助金等につきましては、これまでもそうでありましたように、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長　吉村　徹君。

○６番　お願いしたいと同時に、地産地消についての取組というのは、結構、本町ではどのような形で行われているか、もし分かればお伺いしたいと思います。

○議長　片倉教育長。

○教育長　これ、前年度のものになりますけれども、地産地消消費事業の補助金でありますとか、それから、地元産米提供差額負担金など、そのようなものを活用しながらですが、町一斉というよりも、各学校ごとに地元産の食材を購入しながら補助金の申請をいただいているというふうな方法を取っております。

○議長　吉村　徹君。

○６番　やはり地元の食材を提供しながら、子供たちの食の安全に向けた取組等も行っていくべきだというふうには考えますので、ぜひ今後とも、やはり地元のお米を使ったり野菜を使ったりという中で、子供たちの食育を図っていくということは大事なことだと思いますので、

ぜひ引き続きお願いしたいと思います。

それで、中学校の給食費の無償化につきましては、国のほうでも今後検討していくということですが、それも小・中学校の現在の状況などを踏まえながら進めていくという、期限は決められていないという状況でありますが、そこら辺の、中学校に対する無償化に対する考え方というものは、国は何か方針として、教育委員会、町等に連絡等があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長　片倉教育長。

○教育長　中学校の給食無償化につきましての動きについては、まだ国のほうとしての動きが町のほうには伝えられていないところであります。

○議長　吉村　徹君。

○６番　中学校についても、できればやはり無償化ということで、義務教育の部分は無償化を進めていくべきであるという運動をこれからも、今後とも進めていきたいなと、いくべきだと思っていますが、町としては今後どういうふうに対処されるか、お伺いします。

○議長　片倉教育長。

○教育長　ただいまご指摘がありましたように、同じ義務教育であります。国に対しまして、中学校につきましても給食無償化を積極的に進められるよう要望してまいりたいと考えております。

○議長　吉村　徹君。

○６番　ぜひお願いしたいと思います。そうした形で、本町の子供たちの健やかな成長を図っていくということで、よろしくお願いしたいと思います。緊急的な最近の物価高騰対策の予算の中でも、生活費、生活支援という形の中で、小学校、中学校の給食費の支援もできる。中学校については、ここでやっているということでありますので、引き続き検討しながら、保護者の負担が何ぼでもないようにということで、お願いしたいと考えております。

続きまして、農家戸数の減少についてお伺いいたします。

今日、まだ本町での2025年度での総計は出ていないということでありますけれども、そういった中でも、本当に私たちの周りを見ても、私も農家をやっていますが、私そのものも、あと５年で農家は辞めるような状況になるという、そういった、同年代が、今中堅として農業をやっているという状況があります。そういった形で、本当にもう25年、あと５年もすれば、本当に農家がいなくなるというふうに私たちは心配しているわけでありますけれども、そこら辺の、農家の減少に係る町長の考え方をもう一遍お聞きしたいなと思います。よろし

くお願いします。

○議長　町長。

○町長　詳しい数字は出ていないわけではありますけれども、今、川西町内の農家の皆さん、70代の農業従事者の方が一番多いと認識しているところであります。そうした皆さん方が今後、農家を辞められてしまうといった場合には、本当に危機的な状況になっていくことかと思います。

　そのため、中心経営体というか、大きなところで、今までは継承していくんだということでありましたけれども、それだけでは間に合わないというような状況かと思います。ですので、兼業農家の皆さんも含めて、この川西町の農地を皆さんで守っていかなければならないというような状況であると認識しているところであります。

○議長　吉村　徹君。

○６番　そういう状況の中で、どうしてもコストが減って、使われなくなった農地をその地域にある農家に、経営体に受託というか、委託するわけですけれども、現在も、そういった状況を受けて、結構引受け、受託し過ぎて、これ以上もう受託できないというような状況もかいま見られるのかなと思っています。

　そういったことに対して、この前、議員研修会で白鷹あたりでは、そういったことで、集中的に支援するという対策を取っているようでありますけれども、川西でも、マルチワークでしたっけ、というような形で、そうした形は、農家に対する、そういった労働力不足とかに対しての支援とかということも考えられているのかどうか、お伺いしたいなと。

○議長　暫時休憩します。

（午後　２時２０分）

○議長　それでは、会議を再開いたします。

（午後　２時２１分）

○議長　大友農林課長。

○農林課長　大変申し訳ございません。マルチワークの件でございますが、農業の関係までは、まだそこまでの話は、まだ来ておらない状況ですので、今後の新しい展開にちょっと期待したいというところでございます。

　以上であります。

○議長　吉村　徹君。

○６番　すみません。やっぱり農地を引き受けて農業をやっていく上で、どうしても集中的に、期間的に、仕事が、人が必要な時期があるわけですよね。そういうときに支援されるような体制がないのかなということで、要望をちょっと、話を聞いたところでありました。

先頃の、３日ほど前の共済新聞見ましたらば、川西町の大塚の農業法人で、ＪＡ全農山形と大手旅行会社が行う農作業受委託事業を活用して育苗作業をやっているというようになったことがあったんですね。こういう形で、町でも何か支援される体制が出ているのかなと思って、ちょっとお伺いしたんですが、そういうのは別に考えていないということでよろしいでしょうか。

○議長　大友農林課長。

○農林課長　私からお答えいたします。

今のご紹介をいただいた事例についても、ちょっと存じ上げておりませんでしたので、内容を把握させていただきながら、そういった取組、ちょっと参考に考えさせていただければと思います。

○議長　茂木町長。

○町長　先ほどのマルチワークの件だったんですけれども、農業者が今、農業法人も組合のほうには入っておられるかと思います。ただ、働き手としての実績というのが、これからになるのかなと思っております。

ここに期待するのは、やはり議員おっしゃいましたように、農業の期間雇用というんですか、忙しいときに来ていただけるという意味で、そこのマルチワークの中に農業法人に入っていただいているというのは、非常に有効なことかと思っております。春は田植だ、秋は稲刈りだという中で、夏場と冬場はまた違った働き方をするであったり、あるいは、曜日によって働き方を変えることもできたりということもできますので、このシステムを十分に活用して働いていただくというのは、非常に有効なことかと思います。

ただ、まだまだ、町内の広がりという部分でいうと少ないものですから、これから期待しているところであります。

○議長　吉村　徹君。

○６番　どうしても中山間地なんかについては、やはり大型の機械というか、も使用できないとか、いろんな不利な条件もあったりして、なかなか労働力も、常時雇用ということは難しいというふうに捉えられておるようでありまして、そういった時期的に支援されるものがあ

ればいいなという話を受けたところでありました。

その中で、本当、うちの近所でも最近、有機農法をやりたいという方と農業を辞めるという方のマッチングがあって、やりたいという方が３年間の研修を受けて、今年から経営移譲して農家として頑張っていくという状況が、事例があるわけであります。

先ほど、本当に法人ばかりでなくて、個人経営体に対しても、ある程度の農地があって、それを誰かに託したいというような思いがある農家さんがいれば、そこへのマッチングということも考えられるのではないかと思いますが、いかがでしょうかね。

○議長　茂木町長。

○町長　そういったマッチングがあれば、ぜひ活用いただきたいなと思いますし、ただ、農地のやり取りの中では、農業委員会さんとのやり取りも出てくることかと思いますので、そちらとも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長　吉村　徹君。

○６番　ちなみに、地域おこし協力隊についても、今までは３か年という期間だったわけですが、現在、2026年度に向けて、最近、就農する方の技術習得などを行うというときは５年の任期とできるという、今検討されているという話がありますが、情報はいかがでしょうか。

○議長　安部商工観光課長。

○商工観光課長　ただいまの議員のご指摘のとおり、地域おこし協力隊につきましては、技術の習得であるとか、あと事業の承継であるとか、そういう場合につきましては、５年間の任務の期間が認められるということで、国で動いているということでは、情報を得ているところでございます。

○議長　吉村　徹君。

○６番　これまでも地域おこし協力隊の農業研修生の受入れの中で、町に農家として定着していらっしゃる方が、お話ししましたとおりにいらっしゃるわけであります。ただ、やはり３年間の今までの研修となると、もう農家は最低５年はやっぱり経験しないと、一人前というか、いろんな段取りについては覚えられないということがありまして、たいした取組だなと思うんですが、やっぱりこれを今後の地域の中での後継者不足解消のために、この制度を使いながら、５年間の中で経営移譲していくというような形の取組も進めていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長　茂木町長。

○町長　議員ご指摘のとおり、この協力隊の取組というのは、非常に有効な手段かと思います。

また、３年から５年に延長できるという制度も、この８年度から進められるそうだということで、ただ、今課長からありましたけれども、もう少し何か詳しい要件というか、条件というんですかね、が足されるというか、あるそうでして、誰でもこの５年間できるかというと、そうでもなさそうだというところもありますので、情報収集に努めながら、そうした農業を承継できるような人材の募集というのは、引き続き続けてまいりたいと考えております。

○議長　吉村　徹君。

○６番　ぜひ、今年度から検討という話のようなんで、確かに、町長おっしゃるとおりに、内容的にはまだ煮詰まっていないという話だというのは分かっております。

ただ、これがやっぱり有効に活用できれば、現在の成り手不足のない農家に対するマッチングというのは、そこら辺も含めて検討していくべきではないのかなと思っております。そういうことで進めていければなと思っています。

なお、あと、次に、そういった、平場はどうしても、今、土地改良だという形で、農地も大きくしたりして、農業をやっていく上では十分な環境が整っているわけでありますが、私たちのような玉庭、東沢地区においては、中山間地と言われるところにおいては、なかなか、やはり田んぼが小さかったりということで、耕作するにはなかなか大変だなという状況になっております。

そういった中山間地における取組として、隣町の中津川でやっていますが、丸っと中間管理方式という形で、地区全体で農地の保全というか、当たりながら地区を守っていくという取組がなされているようでありますけれども、そういったことも含めて、中山間地域は、やっぱりそういった農業をやっていく上で不利な状況の中であるということと、人口減少が多くあるという中で考えますと、やっぱり今まで農家をやっていて、農道の草刈りであったりとか、そういった環境整備の面、みんなでやっていたわけですけれども、今、いろんな減少している状況を踏まえると、そういった地域の環境すらも整備できないというような状況が出てきていると。そういった課題の中で、中津川もやっているような話、ちょっと資料を見させていただきますと、ありますので、そこら辺もちょっと、隣町でありますので、検討しながら、中山間地の集落への確保、これからの、今後を考えて取り組んでいくというふうなことについては、どう考えますか。

○議長　茂木町長。

○町長　中山間地における農業につきましては、今までの間でも、本当に条件不利な中で取り組んでいただいたというところは、非常に認識しているところであります。ソバであったり、

転作の中でも、様々、作物挑戦していただいて、取り組んでいただいておられたり、米におかれても、大型機械入らない分、有機農業に取り組んでいただいたりということで、様々挑戦していただいて、収益を上げるというところに取り組んでいただいていると認識しております。

その中で、国が今、中山間支援の交付金があるわけでございまして、これを活用いただいて事業を実施していただいているわけでございますけれども、さきの選挙の中でも、農林大臣のほうから、この中山間の支援というところを拡充していくんだという非常に心強いお言葉もありましたので、今後の８年度の予算もそうですし、これからの農政の動きというところにも注視しながら、町としてもしっかり協力できていくところを見つけて、支援してまいりたいと考えております。

○議長　吉村　徹君。

○６番　ぜひ検討されまして、やはり本当に、もう５年のスパンの中で、ちょっと大変な状況が出ているなということをひしひしと感じておりますので、そういった、特に中山間地の営農について、後継者問題を含め、地域の環境保全も含めて、やはり一括していろんな形での地域づくりというものをやっていかなくちゃいけないのかなと思っていますんで、ぜひご検討お願いしたいと思います。

それでは、最後になりますが、第６次川西町総合計画の町民の皆様への周知についてということでありますけれども、この第６次川西町総合計画につきましては、茂木町長のこれからの地域づくりの思いがびっしり詰まっているのかなと思っていますけれども、取りあえず、４月から始まるこの総合計画についての町長の思い入れといいますか、やる気といいますか、ちょっと教えていただければなと思います。よろしくお願いします。

○議長　茂木町長。

○町長　この総合計画の中で、今までなかったやり方として、バックキャスティングということで、未来を、どういうふうになりたいかというところをまず先に描いたというところであります。私もあなたも満たされる町というところで、やはりお一人お一人に焦点を当てて、町民の皆さんお一人お一人がこの川西町で満足して、住んでよかった、これからも住みたいなと思えるようなまちづくりを進めてまいりたいと思います。

そのためには、町だけで進められる事業ばかりではございませんので、町民の皆さんにも参画いただきながら、皆さんと一緒に、この川西町を住みやすい町にできるように、一緒に取り組んでいければと思うところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長　吉村　徹君。

○６番　町長の答弁にもありましたけれども、やはりこの10年間における取組というのは、町民の皆様の参加があって、そして行政と一体となって取り組んでいくものだと思っております。そうしたためには、時期を早めながら、町民の方に徹底して一緒に取り組んでいくという内容をやはり理解してもらい、周知しながら取り組んでいくべきだなというふうに考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問とさせていただきます。

○議長　吉村　徹君の一般質問は終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長　以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、第５順位以降の２名の方の一般質問につきましては、３月６日の本会議において行いますので、ご了承願います。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

（午後　２時３６分）